

# 濃度計量証明書

No. 2S18111606-A(1/3)

平成 30 年 12 月 10 日 発行

株式会社 大川原産業 殿

計量証明事業所（知事登録第 6 4 2 号）



旭川市永山14条3丁目3番4号 電話(0166)24-5593

平成 30 年 11 月 16 日 採取の試料については計量の結果、下記のとおりですのでここに証明します。

代表取締役 木村 進



環境計量士 新名 徳孝  
(登録番号 第8878号)



試料名： 浸透水

採取場所	上川郡当麻町緑郷4区 大川原産業処分場 安定型最終処分場
採取者	新名徳孝・加藤和也
採取時間	9時41分
採取状況	(天候) 曇 (気温) 6℃ (水温) 11.6℃

計量の対象【単位】	計量の結果	計量の手法	備考 (定量下限値)
カドミウム【mg/l】	0.0003 未満	JIS K 0102 55.2	0.0003
鉛【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0102 54.2	0.001
全シアン【mg/l】	0.1 未満	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2	0.1
六価クロム【mg/l】	0.005 未満	JIS K 0102 65.2.3	0.005
砒素【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0102 61.2	0.001
総水銀【mg/l】	0.00005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表1	0.00005
アルキル水銀【mg/l】	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2	0.0005
P C B【mg/l】	0.0003 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3	0.0003
****	以下余白	****	

備考	
----	--

# 濃度計量証明書

No. 2S18111606-A(2/3)

平成 30 年 12 月 10 日 発行

株式会社 大川原産業 殿

計量証明事業所（知事登録第642号）



旭川市永山14条3丁目3番4号 電話(0166)24-5593

代表取締役 木村 進

平成 30 年 11 月 16 日 採取 の試料については  
計量の結果、下記のとおりですのでここに証明します。環境計量士 新名 徳孝  
(登録番号 第8878号)

試料名： 浸透水

採取場所	上川郡当麻町緑郷4区 大川原産業処分場 安定型最終処分場
採取者	新名徳孝・加藤和也
採取時間	9時41分
採取状況	(天候) 曇 (気温) 6℃ (水温) 11.6℃

計量の対象【単位】	計量の結果	計量の方法	備考 (定量下限値)
トリクロロエチレン【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
テトラクロロエチレン【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
ジクロロメタン【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
四塩化炭素【mg/l】	0.0001 未満	JIS K 0125 5.2	0.0001
1,2-ジクロロエタン【mg/l】	0.0001 未満	JIS K 0125 5.2	0.0001
1,1-ジクロロエチレン【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
1,2-ジクロロエチレン【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
1,1,1-トリクロロエタン【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
1,1,2-トリクロロエタン【mg/l】	0.0001 未満	JIS K 0125 5.2	0.0001
1,3-ジクロロプロペン【mg/l】	0.0001 未満	JIS K 0125 5.2	0.0001
ベンゼン【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001

備考	
----	--

# 濃度計量証明書


No. 2S18111606-A(3/3)

平成 30 年 12 月 10 日 発行

株式会社 大川原産業 殿

計量証明事業所 ( 知事登録第 6 4 2 号 )

 株式会社 赤古川

 環境化学分析センター

旭川市永山14条3丁目3番4号 電話(0166)24-5593

平成 30 年 11 月 16 日 採取 の試料については  
計量の結果、下記のとおりですのでここに証明します。

代表取締役 木村 進



環境計量士 新名 徳孝  
(登録番号 第8878号)



試料名 : 浸透水

採取場所	上川郡当麻町緑郷4区 大川原産業処分場 安定型最終処分場
採取者	新名徳孝・加藤和也
採取時間	9時41分
採取状況	(天候) 曇 (気温) 6℃ (水温) 11.6℃

計量の対象	【単位】	計量の結果	計量の方法	備考 (定量下限値)
チウラム	【mg/l】	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4	0.0005
シマジン	【mg/l】	0.0003 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1	0.0003
チオベンカルブ	【mg/l】	0.0003 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1	0.0003
セレン	【mg/l】	0.001 未満	JIS K 0102 67.2	0.001
1,4-ジオキササン	【mg/l】	0.005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7	0.005
クロロエチレン	【mg/l】	0.0002 未満	平成9年環境庁告示第10号付表第2	0.0002
****		以下余白	****	

備考	
----	--